

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成26年12月25日(2014.12.25)

【公表番号】特表2014-500757(P2014-500757A)

【公表日】平成26年1月16日(2014.1.16)

【年通号数】公開・登録公報2014-002

【出願番号】特願2013-538987(P2013-538987)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/28 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/28

【手続補正書】

【提出日】平成26年11月7日(2014.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

骨移植材料を含む装置であって、

近位端から遠位端まで長手方向に延在する内側スリーブと、

骨移植片採取空間がその間に形成されるように、前記内側スリーブを取り囲み、かつ近位端から遠位端まで長手方向に延在する外側スリーブと、
を備え、

前記内側スリーブの前記近位端は、前記外側スリーブの前記近位端を越えて近位に延在し、かつ前記内側スリーブの前記遠位端は、前記外側スリーブの前記遠位端を越えて遠位に延在し、

前記内側スリーブの前記近位端および前記遠位端は、その中に前記装置が用いられる骨の髓管に挿入されるように寸法決めおよび成形されている装置。

【請求項2】

前記内側スリーブおよび前記外側スリーブのうちの少なくとも1つは、流体を通過させるが骨移植材料を通過させないように寸法決めされた、そこを通って延在する複数の開口部を含む、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記内側スリーブおよび前記外側スリーブのうちの1つは、前記装置をその長手軸に沿って曲げができるよう、その外周の一部を通って延在する複数のスリットを含む、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記内側スリーブの輪郭は、その中に前記装置が用いられる骨の髓管の輪郭に実質的に一致するように選択されている、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

前記外側スリーブの輪郭は、その中に前記装置が用いられる骨の外面の輪郭に実質的に一致するように選択されている、請求項1に記載の装置。

【請求項6】

前記内側スリーブの前記近位端および前記遠位端のうちの1つは、前記近位端および前記遠位端のうちの前記1つを、その中にそれらが受容される髓管よりも大きな空間にわたって頸部が延在する離間構成に向かって付勢された対向する頸部に分離するための、そこ

を通って延在する長手スリットを含み、前記頸部は、髓管内に放出されるとそれとの摩擦嵌めを創出するように、前記近位端および遠位端のうちの前記1つが髓管に挿入されるように寸法決めされている挿入構成まで互いに対して柔軟に移動可能である、請求項1に記載の装置。

【請求項7】

前記近位端の近位先端部は髓管への挿入を容易にするために丸みを帯びている、請求項1に記載の装置。

【請求項8】

前記外側スリープは、その長さの一部に沿って長手方向に延在する補強部を備え、前記補強部は、前記外側スリープの残りの部分よりも厚い壁厚を有する、請求項1に記載の装置。

【請求項9】

前記外側スリープは、その中に固定要素を受容するように寸法決めされた前記補強部を通って延在するスロットを含む、請求項8に記載の装置。

【請求項10】

前記内側スリープおよび前記外側スリープは一体に形成されており、その間を長手方向に延在する複数のリブにより互いに接続されている、請求項1に記載の装置。

【請求項11】

前記内側スリープおよび前記外側スリープは取り外し可能に互いに接続されている、請求項1に記載の装置。

【請求項12】

前記内側スリープおよび前記外側スリープのうちの少なくとも1つは、流体を通過させるが骨移植材料を通過させないメッシュ材で形成されている、請求項1に記載の装置。

【請求項13】

前記内側スリープの内腔は、その中に髓内釘を収容するように寸法決めおよび成形されている、請求項1に記載の装置。

【請求項14】

前記外側スリープの前記近位端および前記遠位端のうちの1つから延在するタブをさらに備え、前記外側スリープを前記骨に固定するための固定要素を受容するように寸法決めおよび成形されたそこを通って延在する穴を含む、請求項1に記載の装置。